

令和 2 年度

熊本市交通事業会計予算書

熊本市交通局

令和2年度熊本市交通事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度熊本市交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

軌 道 事 業

(1) 車 両 数	54 両
(2) 年 間 走 行 料	1,810,000 料
1 日 平 均	4,959 料
(3) 年 間 輸 送 人 員	11,301,000 人
1 日 平 均	30,962 人
(4) 主要な建設改良事業	
通町筋電停等改良	304,960 千円
国府電停付近等軌条更換	191,460 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 軌道事業収益	2,377,080 千円	
第1項 営業収益	1,888,543 千円	
第2項 営業外収益	464,753 千円	
第3項 特別利益	23,784 千円	
	支 出	
第1款 軌道事業費用	2,352,332 千円	
第1項 営業費用	2,205,553 千円	
第2項 営業外費用	118,276 千円	
第3項 特別損失	28,503 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額433,469千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,865千円、減債積立金78,732千円及び過年度分損益勘定留保資金334,872千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			593,799 千円
第1項	企業債			270,800 千円
第2項	国（県）補助金			126,505 千円
第3項	工事受託金			51,850 千円
第4項	他会計補助金			144,644 千円
		支	出	
第1款	資本的支出			1,027,268 千円
第1項	建設改良費			546,891 千円
第2項	企業債償還金			364,377 千円
第3項	他会計長期借入返還金			112,000 千円
第4項	予備費			4,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
辛島町電停改良工事	令和3年度	262,800千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
交通事業 建設改良資金	270,800千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる場 合は、利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率とする。	政府資金等については、 その融資条件による。 また、銀行その他の場合 にはその債権者と協定す るところによる。 ただし、財政の都合によ り繰上げ償還することも ある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用・営業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,248,041 千円

(2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 交通事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、242,900千円である。

熊本市長 大西一史